

○広島修道大学及び広島修道大学大学院における成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 広島修道大学学則第18条及び広島修道大学大学院学則第24条に基づき、成績評価に関わる必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 成績評価は、次の各号に定める方法を用いることができる。なお、試験に関する細則は、別にこれを定める。

- (1) 試験
- (2) 授業中に実施する小テストなど
- (3) 提出物・成果物（レポートなど）
- (4) プレゼンテーション・コンピュータの操作など
- (5) 対話・口頭試問など
- (6) その他、シラバスに明記した方法

(成績評価方法等の明示)

第3条 成績評価の方法等は、あらかじめシラバスで学生に明示する。なお、成績評価の方法を複数用いる場合には、その割合を定めておかなければならない。

(成績評価の基準)

第4条 成績評価は100点満点の素点で行い、素点を次の各号のとおり5段階とし、それに対して評語を適用する。また、59点以下は不合格とし、成績評価が不能の場合はXとする。なお、他大学等で修得した単位を本学の単位として認定する場合はNとすることがある。

- (1) 90点以上100点までをAAとする。
- (2) 80点以上89点までをAとする。
- (3) 70点以上79点までをBとする。
- (4) 60点以上69点までをCとする。
- (5) 59点以下をDとする。

2 学修への取り組みを質的に把握するための指標としてGradePointAverage（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPA制度については別に定める。

(成績発表)

第5条 成績発表は、前期及び後期のそれぞれ期末に行う。

2 成績発表日は、学年暦により毎年度定める。

(成績評価に対する異議の申立て)

第6条 当該期の成績評価について疑義がある場合には、学生は異議を申立てることができ
る。

- 2 异議を申立てようとする学生は、「成績評価に対する異議申立書（様式1）」を教学セ
ンターに提出しなければならない。
- 3 异議申立期限は、原則として成績発表日を含め、大学の休業日を除く3日以内とする。
- 4 授業科目担当教員は「成績評価に対する異議申立書への回答書（様式2）」を作成し、
原則として教学センターが受理した日を含め、大学の休業日を除く3日以内に教学センタ
ーに提出しなければならない。
- 5 教学センターは、異議を申立てた学生に、速やかに「成績評価に対する異議申立書への
回答書（様式2）」を提示することとする。なお、学生が回答書の内容に異議がある場合
は、教学センター職員の立ち合いのもと、授業科目担当教員と当該学生で面談を行うこと
とする。

（成績評価の修正）

第7条 授業科目担当教員が成績評価を修正する場合は、教学センター長が修正内容を確認
する。

（事務担当）

第8条 この規程に関する事務は、教学センターが担当する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2024年1月4日に制定し、2024年4月1日から施行する。

様式1 (第6条関係)

年 月 日

成績評価に対する異議申立書

学籍番号 _____

氏名 _____

メールアドレス

連絡先 _____

下記授業科目の成績評価について、以下の理由により異議を申し立てます。

記

1. 曜日・時限 _____ 曜日 第 時限 _____
2. 授業科目名 _____
3. 授業科目担当教員名 _____
4. 成績評価 _____
5. 異議申立理由 _____

(具体的に記入してください。)

様式2 (第6条関係)

年 月 日

当該学生の成績評価に対する異議申立書への回答書

(_____回答者名_____)

年 月 日付けの成績評価に対する異議申立書について以下のとおり回答いたします。

1. 曜日・時限 _____ 曜日 第 時限 _____
2. 授業科目名 _____
3. 異議申立者 学籍番号 _____ 氏名 _____
4. 回答

1. 成績評価の方法ごとの素点

2. 評価理由等

様式1（第6条関係）

様式2（第6条関係）